

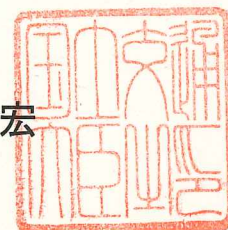


国総参社第12号
平成26年4月7日

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷二 殿

交通政策審議会
会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣
太田 昭 宏



交通政策基本計画の案の作成について

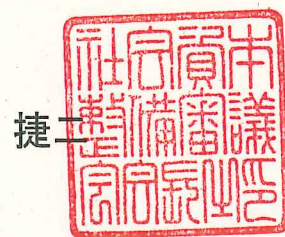
標記について、交通政策基本法（平成25年法律第92号）第15条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



国社整審第105号
平成26年4月7日

計画部会
部会長 福岡 捷二 殿

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷二



交通政策基本計画の案の作成について（付託）

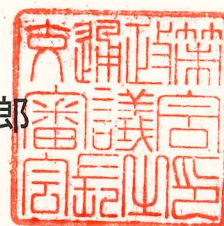
平成26年3月12日付国総参第12号により当審議会に意見を求められた交通政策基本法第15条の規定に基づき作成する交通政策基本計画の案の作成について、社会資本整備審議会運営規則第9条第2項の規定に基づき、当審議会計画部会に付託します。



国交政審(交)第19号
平成26年4月7日

交通体系分科会
会長 浅野 正一郎 殿

交通政策審議会
会長 浅野 正一郎



交通政策審議会交通体系分科会への付託について

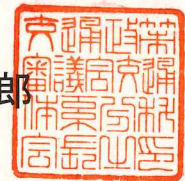
国土交通大臣から本審議会に対し、交通政策基本計画の案の作成について意見を求められましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定により、交通体系分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。



国交政審(交)第20号
平成26年4月7日

交通体系分科会計画部会
会長 福岡 捷二 殿

交通体系分科会
会長 浅野 正一郎



交通政策審議会交通体系分科会計画部会への付託について

交通政策審議会から本分科会に対し、交通政策基本計画の案の作成について付託されましたので、交通体系分科会運営規則第8条第2項の規定に基づき、計画部会において審議され、その結果を報告されるようお願いします。